

## 第6次男女共同参画基本計画（素案）の概要(赤字が第5次からの変更点 内閣府男女共同参画局資料から要約)

### 目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

### 社会情勢の現状、予想される環境変化

- 女性の就業率でM字カーブがほぼ解消。
- 男性の育児休業取得率向上や女性に対する暴力への支援体制拡充などには進展があった。
- 出産後の女性の非正規雇用化（L字カーブ現象）が続く。
- 政策決定過程への女性参画の進展が遅れている。
- 家事・育児・介護負担の女性偏重や固定的な性別役割分担意識、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）が依然根強い。
- 男性の超過勤務の多さが健康悪化や生活の質の低下を招いている。
- 育児や介護などライフイベントとキャリア形成の両立を支援し、男女ともに持続可能な働き方を実現する。
- 男女共同参画を推進することは、全ての人の就業環境改善や、女性も男性も暮らしやすい社会の形成、多様な幸福（well-being）の実現につながる。

### 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等

- 5次計画の取組を引き続き進め、改正女性活躍推進法に基づく情報公表、ハラスメント対策、仕事と健康両立支援、テクノロジー活用、災害対応、地域での男女共同参画の強化を重点的に進める。
- 男女共同参画社会基本法の改正（令和7年通常国会で成立）
  - ・連携と協働の促進、人材の確保が基本的施策に追加。
  - ・地方公共団体は、男女共同参画センターが関係者の連携・協働を促進する体制を担うよう努める。
  - ・男女共同参画機構（旧国立女性教育会館）は、施策推進の中核機関として機能強化。地域センターを支援し、多様な関係者と連携を進展。

## I 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現

第1分野 ライフステージに応じて全ての人々が希望する働き方を選択できる社会の実現	
基本認識	<p>○男女共同参画の推進は、全ての人々の就業環境の改善、多様な幸せ (well-being) の実現、そして持続的な発展に寄与。</p> <p>○第1子出産前後の就業継続率は約7割で「M字カーブ」はほぼ解消。ただし、依然として女性は男性と比べて正規雇用比率が低く、25歳から29歳をピークに、年代が上がるとともに低下する「L字カーブ」が依然存在。</p> <p>○男性の育児休業取得率は4割超と上昇。ただし、取得期間は短く、家事・育児負担の偏りは続く。</p> <p>○女性の介護離職が男性の約3倍と多く、高齢化の進展により「ワーキングケアラー」は増加見込み。</p>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現</li> <li>2 共働き・子育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進</li> <li>3 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備</li> </ol>

第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
基本認識	<p>○我が国の人口の約51%・有権者の約51%が女性。一方、政策や方針決定における女性の参画は限定的。</p> <p>○女性の活躍は、少子高齢化・人口減少への対応、多様性が尊重される社会の実現、社会経済のイノベーション促進に不可欠。</p> <p>○国際的には、SDGsやG7・G20などで「ジェンダー主流化」の重要性や女性参画拡大の取り組みが推進されている。</p> <p>○2003年に「2020年までに指導的地位の女性割合30%」を目標としたが、実現はされなかった。</p>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 政治分野</li> <li>2 司法分野</li> <li>3 行政分野 (イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大)</li> <li>4 経済分野 (ア 企業における女性の参画拡大／イ 女性の能力の開発・発揮のための支援／ウ 女性起業家に対する支援等)</li> <li>5 学術分野</li> <li>6 教育・スポーツ・メディア等</li> <li>7 専門・技術職、各種団体等</li> </ol>

### 第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現

基本認識	<p>○女性の所得向上は、困難の解消や個人の尊厳ある生活と密接に関連。</p> <p>○女性参画を拡大し、キャリア形成や男女間格差是正を支援するポジティブ・アクションが必要。</p> <p>○女性の非正規雇用率が男性より高く、待遇格差や高齢期の貧困の一因。</p> <p>○人生100年時代、フリーランス、副業・兼業など多様な働き方を安心して選択できる環境を整備する必要。</p> <p>○職場のハラスメントは尊厳を傷つけ、労働者の能力発揮、職場の生産性、労働者健康に悪影響を及ぼす。</p>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女の均等な機会の確保</li> <li>2 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進 (ア 同一労働同一賃金、正規雇用労働者への転換等の推進／イ 非正規雇用労働者に対するリ・スキリングの推進)</li> <li>3 多様な働き方における就業環境の整備、再就職等への支援 (ア フリーランス、副業・兼業等への支援／イ 再就職等に向けた支援)</li> <li>4 ハラスメントに係る意識啓発及び防止対策の徹底</li> </ol>

### 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援

基本認識	<p>○男女が互いの身体的性差を理解し合うことは、尊厳ある生活や男女共同参画社会の基盤。特に、女性特有の変化（妊娠・出産・更年期等）を考慮し、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」を重視する必要がある。</p> <p>○女性の健康はライフステージにより大きく変化し、健康課題が就労継続やキャリア形成の障壁となる場合がある。</p> <p>○女性特有の健康課題に対応するフェムテック技術を振興し、企業評価制度を充実させて企業による女性健康支援を促進する。</p> <p>○ヘルスリテラシー向上を進め、健康を阻害する社会的要因（貧困、暴力等）に対応。</p> <p>○年代や性差に応じた健康課題に取り組み、健康寿命を延ばす仕組みを推進。</p>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 (ア 包括的な健康支援のための体制・環境の整備／イ フェムテックの推進／ウ 妊娠・出産・産後ケアに対する支援／エ 年代ごとにおける取組の推進)</li> <li>2 仕事と健康課題の両立の支援 (ア 健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進／イ 女性の健康課題に取り組む企業の評価制度の活用・促進／ウ 女性の健康課題に対応する施策の充実に向けた効果検証／エ 働く女性の健康を支えるための更なる取組の推進)</li> <li>3 医療分野における女性の参画拡大</li> </ol>

第5分野 <b>テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進</b>	
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テクノロジー（生成AIなど）の発展は、生産性向上、教育・医療提供の改善、行政サービスのアクセス向上などを通じて男女共同参画社会に寄与。</li> <li>○男女で異なる性差を考慮した科学技術・社会施策によるイノベーション、「ジェンダード・イノベーション」の推進が重要。</li> <li>○デジタル・デバインドやAI技術による労働代替、学習データの偏りからの固定的役割意識の助長、SNSによる誹謗中傷や性犯罪などの負の側面に男女不均衡の影響が懸念される。</li> </ul>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備</b> (ア テクノロジー施策のジェンダー主流化及びジェンダード・イノベーションの推進／イ 安全・安心なテクノロジーの利用環境の整備)</li> <li>2 <b>テクノロジーを含む科学技術分野における男女共同参画の推進</b> (ア 科学技術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上／イ 科学技術分野における女性人材の育成等)</li> <li>3 <b>男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい環境の整備</b> (ア 研究・技術開発と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備／イ 大学や研究機関におけるハラスメントの防止)</li> <li>4 <b>女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成</b> (ア 次代を担う理工系女性人材の育成／イ 理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進)</li> </ol>

第6分野 <b>ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実</b>			
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性犯罪・性暴力やセクシュアルハラスメント等の暴力は、被害者の尊厳を傷つけ、安全で安心な暮らしを妨げる要因であり、男女共同参画社会の形成を阻害する。</li> <li>○暴力は性別を問わず男性や性的マイノリティ、高齢者、障害者等多様な被害者による事例があり、あらゆる暴力に対する容認しない姿勢が必要。</li> <li>○暴力の潜在化・深刻化を防ぐため、被害者が訴えやすい環境を整備。特に家庭内暴力や、立場を利用した支配構造の下で起きる被害への対応が重要。</li> <li>○二次被害（誹謗中傷や誤情報）への対策を徹底し、被害者支援が妨げられることを防止する。</li> <li>○SNS等の普及により、被害の形態が多様化。誹謗中傷や性犯罪など新たな形の暴力に的確に対応する必要がある。</li> </ul>		
施策の基本的方向	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化</b></li> <li>3 <b>こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進</b></li> <li>5 <b>ストーカー事案への対策の推進</b></li> <li>7 <b>人身取引対策の推進</b></li> <li>9 <b>インターネットを利用した性暴力等への対応</b></li> </ol> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 <b>性犯罪・性暴力への対策の推進</b></li> <li>4 <b>配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進</b></li> <li>6 <b>セクシュアルハラスメント防止対策の推進</b></li> <li>8 <b>売買春への対策の推進</b></li> </ol> </td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化</b></li> <li>3 <b>こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進</b></li> <li>5 <b>ストーカー事案への対策の推進</b></li> <li>7 <b>人身取引対策の推進</b></li> <li>9 <b>インターネットを利用した性暴力等への対応</b></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 <b>性犯罪・性暴力への対策の推進</b></li> <li>4 <b>配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進</b></li> <li>6 <b>セクシュアルハラスメント防止対策の推進</b></li> <li>8 <b>売買春への対策の推進</b></li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化</b></li> <li>3 <b>こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進</b></li> <li>5 <b>ストーカー事案への対策の推進</b></li> <li>7 <b>人身取引対策の推進</b></li> <li>9 <b>インターネットを利用した性暴力等への対応</b></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 <b>性犯罪・性暴力への対策の推進</b></li> <li>4 <b>配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進</b></li> <li>6 <b>セクシュアルハラスメント防止対策の推進</b></li> <li>8 <b>売買春への対策の推進</b></li> </ol>		

第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○超高齢社会を迎え、特に高齢女性は貧困率が高く、単独世帯ではその傾向が顕著。貧困や生活困難は若年層から高齢層まで女性全体に生じる可能性がある点に留意が必要。</li> <li>○ひとり親家庭の支援やヤングケアラーへの対応、こどもの貧困対策、孤独・孤立対策を総合的に進める。</li> <li>○性的マイノリティ、障害者、外国人、アイヌの人々、部落差別（同和問題）などに起因する社会的困難に、性別役割分担意識や性差の偏見が重なり、複合的な困難を引き起こす場合がある。</li> <li>○多様かつ複合的な困難を抱える女性に対しては、困難が固定化・連鎖しないよう、きめ細かな支援を行う。</li> </ul>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援  <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組／イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり／ウ こども・若者の自立に向けた力を高める取組)</li> </ul> </li> <li>2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備  <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備／イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備／ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備／エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応)</li> </ul> </li> </ol>

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進	
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○害時には、女性や子ども、脆弱な状況にある人々が大きな影響を受けるため、男女共同参画の視点を取り入れた対応が不可欠。</li> <li>○災害時には性別役割分担意識が反映され、女性に家事や介護の負担が集中しやすいほか、性暴力や暴力の危険性が増幅するリスクがある。</li> <li>○多様性や複合的な困難に配慮した地域防災力向上に取り組む必要がある。</li> <li>○全国的なネットワークを構築する女性防災リーダーや民間支援団体の活躍は、災害時の被災者支援に有効。</li> </ul>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化</li> <li>2 地方公共団体の取組促進  <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大／イ 防災の現場における女性の参画拡大／ウ 令和6年能登半島地震等を踏まえた、今後の災害対応に男女共同参画の視点を導入するための取組強化)</li> </ul> </li> <li>3 国際的な防災協力における男女共同参画</li> </ol>

## II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進	
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域づくりには固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画が不可欠であり、女性や若者が参画しやすく、暮らしやすい地域への転換が求められる。</li> <li>○固定的な性別役割意識の解消は、男女双方の生活の質を向上させる効果があり、若年層の人口流出抑制や地域の持続的な発展につながる。</li> <li>○地方公共団体（男女共同参画センター含む）、中小企業、商工会議所、自治会、NP0など様々な主体が連携し、地域の課題に取り組む。</li> <li>○気候変動への取り組みを進める中で、男女共同参画の視点を取り入れることが、持続可能な対応に貢献すると期待される。</li> </ul>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進</b>  <small>（ア 企業等における男女共同参画の推進／イ 農林水産業における男女共同参画の推進／ウ 地方議会・地方公共団体における取組の促進／エ 地域に根強い固定的性別役割分担意識等の解消）</small> </li> <li>2 地域活動における男女共同参画の推進  <small>（ア 女性リーダー等の活躍の推進／イ 関係人口等との連携による男女共同参画の推進）</small> </li> <li>3 <b>官民連携による男女共同参画の推進</b>  <small>（ア 地方公共団体における関係機関・団体との連携／イ 男女共同参画機構としての取組の推進／ウ 男女共同参画センターの機能の強化・充実）</small> </li> <li>4 環境問題への取組における男女共同参画の推進</li> </ol>
第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画の視点から社会制度や慣行の影響を検討し、改善し続ける必要がある。</li> <li>○男女が自らの意思であらゆる分野に参加できるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革、多様性の確保、公正な処遇の実現が不可欠。</li> <li>○個々の事情に応じて多様な働き方が選択可能となり、誰もが能力を十分に発揮できる社会を目指す。</li> <li>○性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮できる機会を確保する。</li> </ul>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し</b>  <small>（ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討／イ 家族に関する法制の整備等／ウ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備）</small> </li> <li>2 <b>男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実</b></li> </ol>

第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画の取組や法制度の整備が進む一方、依然として社会の男女平等感は低い状態にある。「男性が優遇されている」との意識は74.7%に上る（令和6年調査）。</li> <li>○家庭、地域、職場、学校、メディアなど、あらゆる場において、幼児から高齢者まで広く共有できる形で男女共同参画を促進する。</li> <li>○教育においては、子どもの最善の利益に配慮しながら、平等の意識を植え付ける取組を進める。</li> <li>○地方公共団体や関係団体と連携し、無意識のバイアスや固定観念を解消するための取組を推進する。</li> </ul>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 （ア 校長をはじめとする教職員への研修の充実／イ 男女平等を推進する教育・学習の充実／ウ 大学、研究機関、独立行政法人等による男女共同参画に資する研究の推進／エ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実）</li> <li>2 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信</li> </ol>

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SDGs（持続可能な開発目標）（2015年採択）では、ジェンダー平等と女性・女児の能力強化が他の目標実現のために不可欠とされている。</li> <li>○女子差別撤廃条約や北京宣言・行動綱領に沿った取組を進め、国連女性の地位委員会等での議論を踏まえた対応を実施。○</li> </ul>
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調 （ア 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた連携及び推進／イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等／ウ 北京宣言・行動綱領に沿った取組の推進／エ 国際機関等との連携・協力推）</li> <li>2 G7、G20、APEC等における各種コミットメント等への対応</li> <li>3 男女共同参画・女性活躍に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮 （ア 開発協力大綱に基づく開発協力の推進／イ WPSの理念を踏まえた女性の平和等への貢献や紛争下の性的暴力への対応／ウ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大）</li> </ol>

### Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化